

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
レンタカー賃貸借	114	
	作成	令和6年6月24日
	変更	
	調達要求部隊等名	東部方面総監部総務部総務課
	作成部隊等名	東部方面総監部総務部総務課

1 総則

1.1 適応範囲

本仕様書は、陸上自衛隊が使用する車両の賃貸借について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、関係法令及び規則等による。

1.3 一般事項

製品は、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号（平成31年2月改訂））」に適合するものとするほか、この仕様書に規定していない事項は、契約相手方の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

1.4 引渡及び返納場所

東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内とし、細部は官側の指示による。

1.5 賃貸借期間

令和6年9月2日（月）0830～同年11月29日（金）1700

2 賃貸借に関する要求

2.1 構成

構成は、搬入・搬出等の諸経費用を含み、表1による。

表1-構成

利用クラス	規格及び製品に関する性能	単位	数量
(その1) ノア・セレナ クラス	規格：乗車定員7～8人乗り 性能：カーナビ、ドライブレコーダー及びETC車載装置付 車体色：ホワイト、グレー又はブラック 燃料：受領時、満タンク（業者負担） 返納時、満タンク（官側負担） ※ 製品搬入時における各油脂及びその他消耗品は適量	一式	1
(その2) ハイエース・ キャラバン クラス	規格：乗車定員6～9人乗り（貨物タイプ） 性能：カーナビ、ドライブレコーダー及びETC車載装置付 車体色：ホワイト、グレー又はブラック 燃料：受領時、満タンク（業者負担） 返納時、満タンク（官側負担） ※ 製品搬入時における各油脂及びその他消耗品は適量	一式	1

2.2 外観

製品は、新品同等品とし、外観が優良で、きず、汚れその他の欠点が目立たないものとする。

2.3 資材等の搬出入

搬入・搬出等にあたり、製品の搬出入における駐屯地進入時期等について事前に官側と調整し、当該駐屯地所定の立入手続き等を行い進入するものとする。

2.4 搬出入時における使用器資材等

本役務において必要とする器資材等は、すべて契約相手方が準備するものとする。

2.5 安全

搬入・搬出等に際し、契約相手側は、関係法令に基づき、安全管理を行い防災に努め、官側の建物及び物品等に損傷を与えることなく作業を実施し、万が一損傷等を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約相手側の責により現状回復及び補償等を行うものとする。

### 3 品質保証

#### 3.1 賃貸借期間中の保守

製品の機能に関して、通常の状態で使用できることを役務の内容とし、故障等発生時において、速やかに保守員を派遣し、機能回復を行うものとする。又、消耗する保守・修理等に要した部品を含める費用については、契約業者負担とする。

#### 3.2 検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

#### 3.3 製品保証

官側の過失がなく、破損等が発生した場合は、契約相手側の責により現状回復を行うものとする。

#### 3.4 各種保険等の加入

搬入製品に関して、下記保険補償の条件に加入しているものとし、営業補償料、保険補償料及びその免責額については、契約業者負担とする。

- a) 対人補償 1名につき無制限（自賠償保険を含む）
- b) 対物補償 1事故につき無制限
- c) 車両補償 1事故につき時価まで
- d) 人身傷害補償 1名につき3,000万円以上

### 4 入札前の事前提出資料

- a) 車検証及び自賠償保険証の写し 各1部
- b) 出庫時器材点検記録の写し 1部
- c) その他、各種保険証券の写し 1部

### 5 その他の指示

#### 5.1 履行にかかる費用

製品等の搬入及び搬出等を含め、発生する保険料等を含む各種諸費用は契約相手側負担とする。

#### 5.2 軽微な変更

軽微な変更を要する場合は、契約担当官等と調整し、金額及び納期変更を要しない範囲で変更できるものとする。

#### 5.3 共通事項

- 5.3.1 契約相手方は、役務履行の現場において、駐屯地の電力、給水等及びその他の付常設備を使用する場合は、官側との調整するものとし、その費用は契約相手側負担とする。
- 5.3.2 契約相手方は、駐屯地及び駐屯地施設への立ち入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、駐屯地司令等の許可を受けるものとする。
- 5.3.3 契約相手方は、駐屯地内において役務履行に必要な場所以外への立ち入りは行わない他、細部は官側の指示に従うものとする。
- 5.3.4 契約相手方は、本契約の履行に当たり直接又は間接に関わらず、駐屯地内で知り得た事項について第三者に漏らしてはならない他、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。  
また、本契約終了後も同様とする。
- 5.3.5 契約相手方は、駐屯地内における写真撮影について、契約役務に必要な場合のみとし、撮影前に官側の撮影の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、官側等への提出後に完全に消去し、保持しないものとする。
- 5.3.6 本役務において、契約相手方の監督責任下に発生した災害又は作業員の負傷等については、官側はその補償及び責任を負わないものとする。

### 6 仕様書等に関する疑義

- 6.1 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議の上、その指示を受けなければならない。
- 6.2 本仕様書に明記されていない事項で、関連法令等上、突然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、官側との協議の上、その指示を受けなければならない。

### 7 仕様書に関する問い合わせ

担当者：陸上自衛隊 東部方面総監部 総務部総務課 川口  
連絡先：048-460-1711（内線2351）